

## 第14回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年7月8日(水) 午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年7月8日(水) 午後0時46分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
1 番 永徳 省二君                      4 番 佐々木雄司君                      6 番 保田 守君  
9 番 原田 素代君                      10 番 行本 恭庸君                      13 番 福木 京子君  
15 番 岡崎 達義君                      16 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 証人  
松村 義和君                      安本 典生君
- 7 弁護士  
水谷 賢氏                      森岡 佑貴氏
- 8 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君                      副 参 事 黒田 未来君
- 9 協議事項 1) 公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について  
・ 証人尋問  
2) 証人出頭要求について  
3) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） 皆さんおはようございます。

ただいまから第14回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。

本日は証人喚問を予定しておりますが、写真等の撮影については所定の位置を超えないよう、また証人に対する撮影については証人のプライバシーに配慮し、心理的に圧力が加わることを防ぐため、後方からの撮影のみとしてください。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

協議事項1番目、本委員会に委任された公金支出及び公文書改ざん等に関する調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、松村義和君、安本典生君より証言を求めることにいたします。

本日、証人から証言を行うに当たり、メモ等を参考にすることについて許可しておりますので、御了承願います。

証人にはお一人ずつ証言を求めることにいたしますが、証言や宣誓等についての注意事項はまとめて説明させていただきます。

それでは、証人の入室を求めます。

〔証人 松村義和君 入場〕

〔証人 安本典生君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 証人各位におかれましては、お忙しいところを御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあったものが、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨申し出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に

処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立願います。

まず、松村義和君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（松村義和君） 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年7月8日。松村義和。

○委員長（下山哲司君） 次に、安本典生君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（安本典生君） 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年7月8日。安本典生。

○委員長（下山哲司君） 御着席願います。

証人は、それぞれ宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましても、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

それでは、松村義和君から証言を求めたいと思っておりますので、安本典生君は一度御退席ください。

〔証人 安本典生君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 改めまして、松村義和証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

○証人（松村義和君） はい。

○委員長（下山哲司君） これより松村義和証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（松村義和君） はい。

○委員長（下山哲司君） 最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） 本日は、お忙しいところ御出席くださりましてありがとうございます。これから尋問させていただきます。

まず、賃金についてですが、賃金について、吉井観光で勤務していたときの給与と同じ金額では臨時職員として勤務できないと北川議員に言ったことはありますか。

○証人（松村義和君） ありません。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、組合についてですが、臨時職員として契約する前、運転手で組合をつくってやってほしいと北川議員に言いましたか。

○証人（松村義和君） 言いません。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、運転組合会則がないと困ると北川議員に言いましたか。

○証人（松村義和君） 言いません。

○副委員長（岡崎達義君） 北川議員が、組合長は松村さんに決まっていたと証言していますが、間違いありませんか。

○証人（松村義和君） 間違いあります。

○副委員長（岡崎達義君） 間違いありますか。間違いありません、ですか。

○証人（松村義和君） 間違いがあります。間違いですということです。

○副委員長（岡崎達義君） はい、わかりました。

あなたは、吉井運転組合の組合長だったのですか。

○証人（松村義和君） ではありません。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、吉井運転組合代表松村義和名義の通帳を提出いただきました。これは御自身で作成に行ったのですか。

○証人（松村義和君） 行っていません。

○副委員長（岡崎達義君） この通帳をどのように管理していたのですか。

○証人（松村義和君） 管理はできません。

○副委員長（岡崎達義君） 吉井運転組合は存在していたのですか。

○証人（松村義和君） していません。

○副委員長（岡崎達義君） 吉井運転組合の組合員は誰ですか。

○証人（松村義和君） いません。

○副委員長（岡崎達義君） 組合の帳簿は、誰が作成したのですか。

○証人（松村義和君） これは、北川さんじゃないかと思えます。

○副委員長（岡崎達義君） 組合の帳簿は、どのように管理していたのですか。

○証人（松村義和君） 管理してません。

○副委員長（岡崎達義君） 続いて、事務所及び費用についてお尋ねいたします。

北川議員の事務所を使用させてほしいと申し入れをしたのですか。

○証人（松村義和君） していません。

○副委員長（岡崎達義君） 北川議員に、事務所の修繕を依頼しましたか。

○証人（松村義和君） していません。

○副委員長（岡崎達義君） 他の運転手の臨時職員に、事務所の修繕費や維持費が要るので何円か負担してくださいと言いましたか。

○証人（松村義和君） 言っていません。

○副委員長（岡崎達義君） 予備要員の臨時職員、杉本氏に4万円出すよう言いましたか。

○証人（松村義和君） 言いません。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、予備の臨時職員についてお尋ねいたします。

予備の臨時職員が必要だということを北川議員に言いましたか。

○証人（松村義和君） 言っていません。

○副委員長（岡崎達義君） 以上です。ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございました。

それでは、各委員さんから御質問をお願いしたいと思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。お願いします。

幾つか事務的に確認させてください。吉井観光では、時給は1,000円だったということでしょうか。

○証人（松村義和君） はい。

○委員（原田素代君） 吉井観光の時給は1,000円でよろしいですか。

○証人（松村義和君） 吉井観光の時給は1,000円。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、前を言って。

○委員（原田素代君） いやいや、要するに前後の。

○委員長（下山哲司君） 勤めてあったときですか。

○委員（原田素代君） そうです。

○委員長（下山哲司君） それを言ってください。

○委員（原田素代君） 前に勤めていた吉井観光の時給は1,000円でよろしいですか。

○証人（松村義和君） 1,000円。ちょっと計算せんと。月が22万円ほどでしたから、それ割る、遅いときはもう7時という中学校の場合は時間帯でしたから、7時に、12時間がほとんど

というときがありますよね。また、早いときも8時間というときもありますから。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、基本ベースは月給で、残業があった場合はそれに加算される手取りだったというふうに理解していいんですか。

○証人（松村義和君） そうそう。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 平均した勤務時間は何時間、実働時間は何時間だと思ったらよろしいですか。

○証人（松村義和君） それは吉井観光の場合ですか。

○委員（原田素代君） そうです。

○証人（松村義和君） 吉井観光の場合は、まあ運転するのは何時間ぐらいかな、3便があったとしたら3時間弱ぐらいですかね。

○委員（原田素代君） 3時間弱か。

○証人（松村義和君） はい、多分。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今回、32万円の月額になっていますが。

○証人（松村義和君） はい。

○委員（原田素代君） 今回の月額の賃金は、松村さんの場合32万円。これは時給にすると2,000円になりますよね。それで実働時間が3時間前後、4時間弱ということは、単価的にかなり大幅なアップになるということによろしいんですね。

○証人（松村義和君） 吉井観光と比べてですか。

○委員（原田素代君） そういうことです。

○証人（松村義和君） そういうことですね、はい。

○委員（原田素代君） わかりました。

とりあえずこれで終わります。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから何点かお尋ねをするんですが、先ほど6番のところで通帳を提出いただきましたというところで、作成に行っていないんだというふうにお答えいただいたんですけども、今銀行、金融機関は御本人の承諾がなければ口座をつくれなくなっているんですが、承諾はこれ、されてないんですか。

○証人（松村義和君） ちょっと今思い出せませんね。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあちょっと質問の向きを変えるんですが、行ってないにしても他人が、第三者が口座を開設することはできるんですが、その際には御本人の承諾書、委任状、あるいは免許証などの身分証明書、こういうものがなければ口座の開設ができないんですけども、そういうものを口座開設に当たって提出したということの御記憶はありますか。

○証人（松村義和君） いや、ないですね。

○委員（佐々木雄司君） 記憶ないか。

○証人（松村義和君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） では、この通帳はどなたがおつくりになられたんですか。

○証人（松村義和君） それは北川さんでしょう、多分。

○委員（佐々木雄司君） 北川議員がつくられたと。

○証人（松村義和君） ちょっと委員長、ええですか。

○委員長（下山哲司君） はい、どうぞ。

○証人（松村義和君） これは、通帳の管理に関しては、恐らくJAでしとると思うんですよ。だから、それはJAの人に聞いてもろうたら一番わかると思うんですけどね。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もう1回確認するんですが、御自身はつくった記憶もないし、その関係する自分の身分証明書も委任状も誰かに渡した、口座開設に関して渡した記憶がないということよろしいですか。

○証人（松村義和君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと記憶を戻していただきたいんですが、この百条委員会は法律にのっとって設置されてるもので、偽証があれば禁錮刑などの罪に問われることも御理解いただいていますね。

○証人（松村義和君） はい、やってください、それは。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 帳簿についてなんです、北川議員ではないかと思うということなんです、そのように思う理由というのは何でしょうか。

○証人（松村義和君） ほかにはこういう書く人はいないと思ってますから、帳簿を。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのほかに、北川議員以外に思い当たる人物というのは本当にいないですか。

○証人（松村義和君） ないです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 組合の帳簿をどのように管理していたのですかということで、管理はしていないということなんですけども、しかしながらお手元にありましたよね。これはどういう理由でお手元にあったんですか。

○証人（松村義和君） これは、去年の10月ごろですか、北川さんから、これ持っというてくれということで持っというてくれたということです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 通帳も同じ日付でしょうか。

○証人（松村義和君） 持ってきたときか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○証人（松村義和君） 一緒の袋の中へ、これ持っというてくれというて10月ごろに持ってきたということです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その袋というのは、どんな袋ですか。紙袋、ビニール袋、封筒。

○証人（松村義和君） 紙袋、紙です。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） どのぐらいの大きさで、どっかの会社のマークが入っていたとか無地であったとか、色は何色であったとかというのは覚えていらっしゃいますか。

○証人（松村義和君） それは、ついとらんと思います。色はブルーじゃったかなと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 北川議員が、組合長は松村さんに決まっていたということで証言…

…。

○証人（松村義和君） 何番ですか。

○委員（佐々木雄司君） 4番です。証言していらっしゃいまして、これについて私は違いますということで今お答えいただいたんですが、北川議員が何で松村さんを組合長だというふうに言っているというふうにお考えになられますか。



○証人（松村義和君） 考えるというたって、そりゃ北川さんが、僕が組合したほうがええと思っとるから、こう言ったんじゃないですか、多分。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それは何ででしょう。

○証人（松村義和君） 何でわかりません、私は。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 松村さんは、北川勝義後援会のその会長、後援会長に名前を連ねられていたというような、そのことはありますか、過去。

○証人（松村義和君） 後援会長はありません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もう1度お尋ねします。後援会長はないですか。

○証人（松村義和君） ないです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。少しゆっくり質問してあげて。

○委員（佐々木雄司君） わかりました。

組合の帳簿について、もう1度お尋ねをするんですが。

○証人（松村義和君） 何番でしょうか。

○委員（佐々木雄司君） 11番です。11番で、管理はしていなかったけども、10月ぐらいに持ってこられて、そのまま預かっていたということでよろしいですか。

○証人（松村義和君） そうです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのときに、何でこんなものを預からんといけんのんならとか、何かそういうようなやりとりはありましたか。

○証人（松村義和君） いいや、ありません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 中身が何かわからないのに、お預かりになられたわけですか。

○証人（松村義和君） 中身は、ちょっと中を私が見たかもしれませんね。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのときに、御自身の名前がそここのところに、通帳に書かれていることについて、何でこんなものを勝手につくられたのかなみたいなことで疑問には思われなかったんですか。

○証人（松村義和君） これは、だから僕たちが臨時職員になる前に、どう言うてええんですかな、組合でこんなことが、仕事ができたらいいなという話があったわけですよ。そのときにつくったんじゃないかなと。こういうあれでしますからというようなことを教育委員会と話を

したんじゃないですかと僕は思ってますけど。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのときには承諾もせずに、繰り返しになりますが、勝手に通帳をつくられたということですか。

○証人（松村義和君） そういうことですね、はい。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 前回お越しいただいたときに、北川議員に金品をお渡しになられたというようなことをおっしゃられていたんですが、金額はまあちょっと置いておきますけども、そのことをおっしゃられてました。そのお金というのは事務所代ということなんですけども。

○証人（松村義和君） そうです。

○委員（佐々木雄司君） ということだったんですが、これは事務所代の何ですか。

○証人（松村義和君） 事務所代の何いうて、事務所借っとるから、そのままあれでしょう。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 賃料なのか、それともほかの名目なのか、何だったんでしょうか。

○証人（松村義和君） 賃料で。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 北川議員がこのお金を受け取っていることについては、おおむねお認めになられてます。しかしながら事務所代であって、そのお金は事務所の修繕代に使用したんだというふうに証言、お話をされていらっしゃるんですが、修繕代であるのであれば、松村さんが言われているように賃料であるのであれば、家主である北川議員が直すべきだというふうに思いませんか。

○証人（松村義和君） それは当然のことです。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） まず家賃としてのお金のことなんですけど、今お手元のその尋問の中身の3つ目の項ですね、事務所・費用についてという項の、ごめんなさい、12番と云えばいいんですね、12番で、使用させてほしいと申し入れをしてないですよ。

○証人（松村義和君） そうです。

○委員（原田素代君） してないけれど、何で使われたんですか。

○証人（松村義和君） そりゃ北川さんが、使えばええがなという話だったと思います。

- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） そうすると、賃料が発生するという事は、その時点で承知されてたんですか。
- 証人（松村義和君） その時点じゃなしに、その前から出してくれという話じゃったと僕は思ってます。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） そうすると、事務所の賃料じゃなくて、北川議員は賃料と関係なくお金を出してくれとおっしゃったというふうに理解したらいいんですか。
- 証人（松村義和君） まあ、そうですね、多分。
- 委員（原田素代君） そうですか。
- 証人（松村義和君） 済みません、お金を出すということは、僕らにしてみたらやっぱり賃料、事務所のと思って出したわけですけど。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 本来、賃料でしたら全員が出さなきゃ賃料じゃないですよ。
- 証人（松村義和君） そりゃ、もちろんのことです。
- 委員（原田素代君） それについては、松村さんはどう思われたんですか。
- 証人（松村義和君） 僕が言うたん、出す人は出す、出さない人は出さない、強制的に言うわけには僕はいかんと思うて、出す人は出したらいいんじゃないかなと思ってますけど。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） そうすると、賃料という理解ではなくて、北川議員から、提供してるんだから出してくれと言われて、そう言うんなら出そうか、いやそれは俺は協力しない、そのレベルですよ。賃料という認識ではないですよ。
- 証人（松村義和君） ああ、そうですか。その辺は僕はもう法律とかそういうやつはようわかりません、勉強しとらんから。
- 委員（原田素代君） いえ、とんでもないです。
- もう1つ、委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 最初の質問でお答えいただいた、3時間ぐらい、実働が。これは確認、延べにして3時間ぐらい、平均3時間ぐらいというふうに理解したらいいんですね。
- 証人（松村義和君） そうですね、はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） じゃあ、さっきおっしゃった7時、8時になることもあるとおっしゃったのは、大体、まあ月というか年間なんでしょうけど、学校行事ですから、どのぐらいの頻度でその3時間以外の残業時間が入る日数になるんでしょうか、おおよそでいいですが。

○証人（松村義和君） 5月から、多分9月ごろまでじゃないかと思いますけどね。

これは小学校は違いますよ、中学校の場合だけです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、5月から9月の5カ月間以外は大体平均3時間の勤務か。

○証人（松村義和君） そうですね。

○委員（原田素代君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） きょうは御苦労さまでございます。

11番の件ですけど、先ほどから聞いておりましたら通帳は10月ごろに預かったということですね。その内容からすると自分でつくってないものを預かったんですね。だけど、その預かったとき、普通の人でしたら、まあ普通の人という言い方が適切かどうかわかりませんが、自分でつくってないものをしとられたということは、えらい問題があると私は思うんですけど、おたくさんはどういうことで預けられたのか、ちょっと私には理解しにくいんですけど。それと、通帳は10月ごろに預かったということですが、これはいつごろまで預かっていたんですか。

○証人（松村義和君） それは10月から。警察のほうにも出しております。それが帰ってきたのがことしの1月ごろじゃったかなと思うんですけどね。その間は警察のほうへ行っております。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 10月のあのおときから、また北川議員が渡してというようなことはありませんでしたか。

○証人（松村義和君） いや、1度渡してくれと言うたと思います。

○委員（行本恭庸君） それはいつごろですか。

○証人（松村義和君） 警察から帰ってきてからかな。

○委員（行本恭庸君） 預かっとなったという……。

○証人（松村義和君） 警察から恐らく帰ってきてからだと思います。僕も、持っってもおえんから、警察のほうに、これはもう返したほうがいいですかと言うたら、警察のほうも何もおっしゃられなかったあれがありますね。

○委員（行本恭庸君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（福木京子君） はい。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 前はその吉井観光の民間のそういう契約だったんだけど、今度臨時職員ということでは、公務員ですよ。そういう立場になってるのに、その一議員とのつながりで、その人の事務所の賃料を払うということに対しての疑問みたいなのはなかったですか。

○証人（松村義和君） 別にはないです。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） それで、その賃料を出されたんですけど、結局何か北川議員の証言では、水洗にしてほしいとか、トイレを直すとか、そういうことで使ったというふうなことも言われてるんですけど、この払われているときにその経過としてそういうことも、修繕されたのを見られてるんですか、時期として。

○証人（松村義和君） 水洗を。

○委員（福木京子君） 事務所を修繕されとんですけど。

○証人（松村義和君） 修理。

○委員（福木京子君） 修理をされとんですけども。

○証人（松村義和君） そりゃしたんでしょうね。

○委員（福木京子君） それは現に臨時職員のとときにそういうことをされよんのを、賃料をこっちで一方では払って、北川議員は事務所を直されてるといような状況があったんですか。それを見られてますか。

○証人（松村義和君） 僕は、だから事務所におるときには業者が来て下水のほうをしょうつたんかな、多分。

○委員（福木京子君） 見られてますね。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） もう1度済みません、繰り返しますが、6番、吉井運輸組合代表松村義和名義の通帳というのは、初めて見られたのは去年の10月なんですか。

○証人（松村義和君） いいえ、これはいつごろじゃったかな。定かではないんじゃないけど、お

ととしじゃなかったかと思うんですけどね、多分。こうやってつくつとるということを改めて渡してもろうて見たんじゃなしに、つくつとるからということを見たと思いますけど。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） それは北川議員のほうから、こうやってつくりましたよって見せられたんでしょうか。

○証人（松村義和君） そうそう。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 去年の10月、令和元年10月ぐらいに北川議員から通帳を袋で預かったということなんですけど、通帳の中身を見られて、皆さんから集められた組合費と称されてる、北川議員が言ってる金額が入ったり、あるいは出たりしてましたか。

○証人（松村義和君） いや、してないですね。大体組合というもんがないですから、組合のあれとして出し入れは全然する必要もないでしょう。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、何度も組合はないとおっしゃいますけど、北川議員が集められた分は、この吉井運転組合の通帳に入るんじゃなくて北川議員が個人的に持ってたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○証人（松村義和君） それはもちろんです。

○委員（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） よろしくお願ひします。

先ほど佐々木委員さんの質問で、賃料か修繕費か認識を聞かれたと思うんですけども、松村さんはあくまで、ちょっともう1度聞きたいんですけど、賃料として払われたということですか。

○証人（松村義和君） そういうこと。

○委員（保田 守君） 北川議員は、皆さんから集めたやつを事務所の修繕費に使うたというようなことを自分で言うられるんです。

○証人（松村義和君） 集めた金を、修繕費に使ったと。

○委員（保田 守君） そしたら、自分は修繕費に使うて、後の事務所はただで貸しとるみたいな言い分ですよ。それが成り立つような感じがするんですけども、皆さんにもう一切、皆さんからこんだけのものがこれにかかるからこんだけのお金をもらうよというような説明は一切なかったんですかね、北川のほうから。

○証人（松村義和君） ないです、ないです。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○証人（松村義和君） 委員長、ええですか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○証人（松村義和君） 僕らが賃料として払ったお金を北川さんが何に使おうと、僕らはもう賃料として払っとるわけですから、北川さんが何をしよう僕らには関係ないということですよ、言うたら。

○委員（保田 守君） そうでしょう。事務所を貸すんなら家主がすることです。

○証人（松村義和君） 直すために、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○証人（松村義和君） 修繕をするために僕らのお金を取っとんだったら、僕らとしたらやっぱり何十万円をかけて修理してもらって、たかが10カ月ほどですがん。そんなことは僕らはようしません、そりゃ。

○委員（保田 守君） わかりました。

いいですか。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 1つだけ聞きたいんですけど、前の尋問のときに私が、事情聴取みたいなときの前に北川議員が訪れて口裏合わせをしてくれと頼みに来たようなことはなかったですかと言ったら、松村さん、ありましたとお答えいただいたんで、もしよかったら、そのときの内容がこの中の何問かに入ってますか。

○証人（松村義和君） 口裏合わせというよりは、こんなことがあるからこういうように言うてもらえんかという話はあったけど、僕はそんなことはよう言いませんというて断ったことがあります。

○委員（保田 守君） それは、松村さんが、私は犯罪に手を染めるようなことはしたくないからということだと思っんです。それは、北川が何を言うてくれと言うてきたんか僕は知りたいんですけど、よろしいか。

○証人（松村義和君） あのときは給食のことですかね。杉本さんという人が採用になつてますがな。そのことを僕が言ったと、採用してくれということと、4万円ほど杉本さんから取られとりますがん。それを僕が預かって組合のほうに入れとるということ言うてくれえということ言いましたね。そのときに僕は、そんなことはできませんというて断ったんですけどね。

○委員（保田 守君） ありがとうございます、わかりました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） その8番に関連してなんですけれども、北川議員への証人喚問の

ときに、原田議員から、事務所費の会計とか監査とかということに関してお尋ねしたときに、そういうものは一切松村さんが組合長として持ってられるというようなお答えだったんです。これ、本当なんでしょうか。

○証人（松村義和君） それは、うそでしょう。

○副委員長（岡崎達義君） 原田委員が、組合長がお持ちなんですかって言うたら、北川議員は、はいと。松村さんは、御自身が組合長だと自覚されていますかっていう質問に対しては、100%自覚しとるでしょう、そうじゃなかったら僕もこんなこと言うことはないんですけどというふうに答えられてるんですけど、ここはどう思われますか。違いますか、それとも。

○証人（松村義和君） 自覚しとるというて、僕がそしたら組合員で組合長ですか。

○副委員長（岡崎達義君） そういうふうに自覚されてるか。

○証人（松村義和君） 皆さんは、僕らと一緒に仕事しとる人は、そんなことは全然わからんわけじゃけえ。だから、僕が勝手に、僕が組合員です、僕が組合長です、そんなことができますか。できんでしょう。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） ということは、この答えは間違っているっていうことでよろしいですね。

○証人（松村義和君） そりゃ間違ってます。もちろんのことです。

いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、どうぞ。

○証人（松村義和君） 順序というもんがありますな。やっぱり皆を集めて組合をどうするか、やりますか、やりませんか、やりましたと、そしたら組合長誰にしますかというてするのが順序でしょう。それも無いのに私が組合長、そんなことはできんでしょう、と僕は思いますけど。

○副委員長（岡崎達義君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今のに関係しまして、私のほうからもう1点だけ聞かせてください。

ということは、組合なるものについて、申し込みをしたような記憶もないということでもよろしいですね。

○証人（松村義和君） そういうことです。

○委員（佐々木雄司君） はい、ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 以上でよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（下山哲司君） 以上で松村義和君に対する尋問は一応終了しました。

松村義和証人には、長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

○証人（松村義和君） 委員長、まだ聞きたいことがあったら聞いてくださったらいいです。また来いというたら、かなわんから。

○委員長（下山哲司君） もうないと思いますので。

○証人（松村義和君） もうないと思いますって、そりゃわからんが。また文書で、来なんだから禁錮じゃ罰金じゃのというて、また書いて来られたら困る。

○委員長（下山哲司君） その文言については法律的にしゃべらせていただいとんで、申しわけないけど。

○証人（松村義和君） 僕は時間がまだありますから、聞きたいことがあったら聞いてください。そうせんと、こういうことがまた反対じゃ、北川さんと僕とはそういうあれはあるわけねえ、絶対に。どっちかがやっぱり本当のことを言わなんたら。

○委員長（下山哲司君） 私は個人的にはよくわかつとんですが、そういうふうには御理解いただいて。まず今後ないと思いますので、ありがとうございました、本当に。

○証人（松村義和君） 委員長、最後になりますけど、これは全部北川さんが1人で単独にやつとんじゃないですか。

以上です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございました。

○証人（松村義和君） もう二度と来んでもよろしいですか。ありがとうございました。済みません、どうも。

○委員長（下山哲司君） いえ、ありがとうございました。

○証人（松村義和君） それじゃ失礼します。

〔証人 松村義和君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここで、50分まで休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、再開いたします。

次に、安本典生証人の入室を求めます。

〔証人 安本典生君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 安本典生証人におかれましては、お忙しいところを御出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより安本典生証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） それでは最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） お忙しいのに御出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

まず、平成30年11月上旬の、文書のつくり直しについてお尋ねいたします。

平成30年11月上旬、臨時職員6名の任用通知書のつくり直しをしていますが、つくり直すことになった経緯を説明してください。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 11月上旬に会計課のほうから担当者のほうへ、支出伝票の書類について、これでは決裁しにくい、何か添付できるような、就労が証明できるような書類がないかというようなことで連絡があったと聞きました。それで、その書類は何がいいかなと相談する中で、当時の次長に相談をしました。そうすると、月額で払っていたので、非常勤職員と同じように任用通知書をつけたらええんじゃないかというようなことで、ほんならそうしましようかという中で、ほんなら任用通知書のコピーがあったので、それを見せてみいということで見た中で、時給しか、たしか書いてなかったと思うんです、賃金のところを。そこに、ほんなら括弧書きで月額で入れて、これをつけたら多分大丈夫じゃろうということで、ほんならそうしてみましようかということで決裁を再度やり直すことにしたと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 誰がつくり直しを指示したのですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 相談をした後、私のほうが担当職員に修正、つくり直しをお願いしました。

○副委員長（岡崎達義君） 実際につくり直したのは誰ですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 当時の担当職員です。

○副委員長（岡崎達義君） 指示をしたのは、また指示があったのは、いつですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 会計課から伝票の修正依頼があつて、もうその日にすぐしたと思います。

○副委員長（岡崎達義君） つくり直したのは、いつですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 先ほどと同じで、その日に担当職員が直して決裁を回してくれたと思います。

○副委員長（岡崎達義君） どの部分をつくり直したのですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 決裁伝票に任用通知書をつけることと、任用通知書に、時給に、その後には月額を括弧書きでつけ足したと思います。

○副委員長（岡崎達義君） つくり直す前の書類はどうしましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私は直すようお願いしたので、多分ですが担当職員の人が破棄してくれたと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 破棄したのであれば、それはいつ誰がそうしたんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 直したその日にその場で破棄して、いつ破棄したかはちょっとわかりませんが、担当職員の方で前の書類を破棄していると思われま。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、平成31年3月末ごろの文書のつくり直しについてお尋ねいたします。

平成31年3月末ごろ、臨時職員6名及び予備要員の臨時職員の起案等のつくり直しをしていますが、なぜつくり直すことになったのですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 開示請求を受けたときに、その書類を確認する中で、修正の依頼を受けました。

○副委員長（岡崎達義君） 誰がつくり直しを指示したのですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 予備要員については給食センターの業務だったので、私のほうはそこ

はわかりませんが、バスにつきましては給食センターのその開示請求を受けたときに、当時の次長とセンターの所長が確認している中で私のほうに話がありました。バスのほうはどねえなっとんか、ちょっと見せてくれえと。給食センターのほう、こうちょっと直すから、同じようにバスのほうも直してくれというようなことで、つくり直す経緯に至ったと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 実際につくり直したのは誰ですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 担当職員です。

○副委員長（岡崎達義君） 指示をしたのは、いつですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） その確認をしたときに、すぐ担当職員に言いました。

○副委員長（岡崎達義君） つくり直したのは、いつですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） つくり直したのは、そのときにつくり直しをして決裁を上げたと思います。

○副委員長（岡崎達義君） どの部分をつくり直したのですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 起案書のところで、月額を入れたのではなかったのかなとちょっと思いますが、はっきり覚えておりません、済みません。

○副委員長（岡崎達義君） つくり直す前の書類はどうしましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 先ほどと同じように、多分破棄したと思います。

○副委員長（岡崎達義君） それは、いつ誰がそうしたのですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 担当職員のほうに修正をお願いしていたので、恐らくその直したときに、直した後、処分したのだと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 最後に、検察庁の供述調書に記載されている内容に間違いありませんか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、間違いありません。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（下山哲司君） それでは、副委員長の質問が終わりました。

それでは皆さん、委員のほうから質問があればお願いいたします。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 何度も出てくるんですが、つくり直したときの、当然指示して、担当職員がしますね。そのときに、どちらについてもおたくのほうでデータで始末しときなさいと  
いってお願いしたんじゃないんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 特にそういう直接的な言い方はしてないですけど、たまに文書を決裁  
上げるときでも間違いとかあったりしたら、私でもそうですけど、直したらその前の文書をと  
っておかずに処分したりするので、特にはどうしろ、こうしろというような指示はしてなかつ  
たんですけど。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） お世話になります。

破棄ということですけど、一度公文書として出たものを修正したことによって、修正した前  
のものを破棄するっていうのは、職員として通常あり得ることなんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 文字の間違いとか、そういったときもあったりするので、前のをその  
ままとっておくやり方というのが私は余り記憶がなくて、私としては、例えばつくってて間違  
いがあったらそれを直すというのはして、前の文書を捨てたりはしてます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そういうミスではなくて、1度会計課に出してる公文書ですよ。そ  
れに、はっきり言って書き直したわけですよ、改ざんとも言いますが。それはあくまで隠  
すために、改ざんの行為を隠すために以前の文書を捨てたというふうに思われるんですけど、  
そういう自覚はありますか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 隠すためにわざと捨てたという意識は持ってなかったです。当時その指摘を受けて、いい方向に必要なことを書き加えたほうがええんじゃないかということだったので、その改ざんという意識を持ってやったわけではなかったです。そのやったことが改ざんに当たると言われるのであれば、そのとおりになるのかもしれませんが。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いいように変えることはいいことだとおっしゃったけども、実際1,750円という時給がずっと出てますよね、あの文書に。この根拠が、安本さんも供述調書でしゃべってらっしゃるけれど、非常に根拠がないものを藤井さんがあちこちから引っ張り出してきたんだっておっしゃってますよね。これを隠すために、実際払ってるのは月額ですから、月額を書かないといけないと。要するに1,750円の根拠がないんだから、月額で払ってることを書かなきゃいけないという意味では、それはいいように変えたのではなくて、実態を隠すために変えたというふうに思われるんですけど、そういう自覚はないですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 実態を隠す。当時はそれを隠すとか、まあ書き加えたような形だったので、隠すのであればそれはもうとってしまっつけかえてしまうようなことだと思うんです。だから、当時はそこまで深くは考えてなかったです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 供述調書によれば1,750円が32万円とか28万円にならない、計算ができない、困ったなっていうやりとりがあるんですけど、そのことについてはどういうふうに自覚してましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） それについては、乗る時間とか距離でびったり数字が合わないという意味では自覚してました、その月額を割り戻したときに。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 臨時職員に月額として固定給を払ってたわけですけども、自宅待機を勤務としますということをおっしゃって、私と2人で話したときも私におっしゃってましたよね、にこやかに。いや、原田さん、待機時間も勤務時間ですよっておっしゃったの、覚えて

ますか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、当時計算の中で入れてましたので、そう私は認識してました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 待機時間は、最終的な報告書によれば勤務時間に入らないという結論が出ておりますが、このことについては今はどう思われてるんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 今については、それはだめだということで、きちっとそういうふうにならなければ、もうだめだというふうには認識しました。当時については、次長と話をしている中で判例なんかも見せられて、それは大丈夫だというようなことだったので、私のほうはその勤務に含めていいものだと認識をしておりました。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 以前もお見せしたと思うんですけど、5月23日の段階で藤井次長と安本さんはいろいろ相談なさった。とにかくその時点では、北川議員は組合でやることを強引に主張されていた。それで、困りました。それで、彼を納得させるための数字をここではじき出したわけですね。24日の中央公民館の2階、北川議員と向かい合ったときに、この紙を見せながら藤井次長は北川議員に説明したと供述調書に書いてありますが、それで正しいですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私も供述調書の中ではそういうふうには言いましたが、実際にその記憶については曖昧な部分があります。行って組合の話をしたときに、すぐ何か直接雇用でいいみたいな話に変わってしまったので、その部分を丁寧に説明したかというのは、はっきりとは。警察の中では、もうつくった書類で、これ何であるんならということで大分言われたので、私のほうも、それは説明のためですということでも話をしました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 最初の副委員長の質問に、供述調書に間違いがないと御発言されました。今この供述調書の中では二度ぐらい繰り返してるんですけど、安本さんの証言の中に、この資料を見せて、この中には（うち組合運営費として各自5万円）、その6人ですね、ドライバー5人ともう1人の事務員さん、各自5万円納入するということが書いてある、この紙を見

せないで説明したということですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私もその記憶のとはっきり、今さっきの検察庁の供述調書の話もあるんですけど、はっきりその現場でこの紙を見せてこうこうこうですというところが曖昧な部分はあります。警察のほう、それから検察庁のほうでも、これをつくっとんのに説明せん理由がねかろうがというようなことで、私も認めてますが、本当に今思っている中では、思い返している中では、本当にそうだったかなという部分もあるのは確かです。だから、そこがきちりどうだったのかなというところが自分の中でもせめぎ合いというんか、少し警察とか検察庁で言われたから認めている部分があるのはあります。だから、本当にそうじゃったんかなって自問自答する部分もあるので、そこら辺ははっきり、あのときの記憶がかちっとしてなかったんで、そこは済みません。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、ちょっといいですか。ちょっと待ってください。

前にその話をしたときは、そういうふう覚えてないと言われてないですよ。あの書類を見せたら二つ返事で、ああ、これならええがんというて安堵したということと言われてるんですね。だから、そのことについて組合、組合という主張をしようったのに、急にころっと変わったんだと。ほんでよかったという表現をせられとんですが、前に。それで、今言われるのに、覚えてないと言われるのはちょっとよくないと思いますので、はっきりその辺はきちっとしてください。

○証人（安本典生君） 委員長、済みません。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私の記憶が曖昧な部分もあったりして、説明のほうが間違ったりして申しわけありません。前言ったように、説明をしているんだと思います。説明をした中で、組合の話がなくなって直接雇用の話に移ったんだと思われます。ちょっと私もそこら辺が、あの後もいろいろと思い返す中で、言いわけをするわけではないんですけど、警察のほうで言われたのもあったりして、そういう思い込みをしている部分もあるんじゃないかなと思ったりして、ちょっと心苦しいところがあるのはあるんです、済みません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 一応確認しますが、この供述調書は令和元年12月10日にお答えになった文書ですから、本日令和2年7月8日の時点で記憶が定かでなくなるということは十分あり得るだろうと。逆に言えば、直近である令和元年12月10日の調書は、そういう意味ではまだ記憶がしっかりとってたから、ここでは非常にはっきりとお答えになってます。平成30年5月24日、藤井次長が委員長に示しながら説明したものになりますと。それで、この後にももう一



度あるんです、見せながら説明したと。ということは、現在の記憶とこの2年前の記憶ですから、そういうふうに理解してもよろしいですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい。

○委員（原田素代君） いいですか、はい。

もう1つ、済みません。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この文書の中には組合費として各自5万円を納入ということが括弧書きで書いてありますが、これを書けと言ったのは藤井次長でよろしいんですね。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、たしかそうだったと思います。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員長（下山哲司君） いいですか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 現在の話をするんですが、あなたは市の職員の幹部でございます。それでもって臨時職員を雇う場合、時給か日当かの方法しかないだろうと思うんですよね。それなのに、なぜ月給という言い方でされたんですか。それは圧力があつたからじゃなかったんですか。私はそう思いますけど、どうですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 当時、先ほども話が出ましたが、北川議員のほうから月給の提案もありまして、私と次長のほうで相談をする中で決定していったようになりますが、その中で私も総務課のほうにも月給でいけるんじゃないかということで1度確認をしたことはあります。その中では、こういう場合にはそういうこともできるというようなことで話をいただいたので、その話を次長に返したのも記憶しております。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） それは後の話でありますけど、最初の総務課と話をした以前の話として、あなたの身分としての判断は、私はないものをつくれと。早う言えば、運転手5人の値段はまちまちですわね、何段階も。そういうものを北川議員からこれでしろと命令されてやったということでしょう、結論は。だから、何でそこではっきりと断らなかつたんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君）　そこで、こちらのほうが運転手さんのほうの雇用について、やめてくださいといった経緯もあった中で、ある程度その金額も補償してあげにゃいけないのんじゃないかなという思いもあったりして、私の中では提案された額が、その前もらってた額に、調査しておりませんが、等しい額だったのではないだろうかということでアドバイスをいただいたように思ったわけです。だから、頭ごなしにこれで絶対しちゃれえとか、そういうようなことはそのところで言われたような覚えもないですし、これで考えてみてくれというような提案だったと思ってますが。

○委員長（下山哲司君）　行本委員。

○委員（行本恭庸君）　いろいろ臨時職員の、例えばほかの地域の同じような業務されとる臨時職員さんがおられますね。それらと比較して、とんでもない差でしょう。それをやったということは、結局圧力に負けたということでしょう。結論は、あなた方がそれを認めてやったから、こういう事件が発生したわけですから、結論は。だから、それはもう済んだことじゃからどうしようもないんですけど、現実問題としてその点はやっぱりはっきりと、北川議員からそういう圧力をかけられて……。

○委員長（下山哲司君）　行本委員、その内容は以前も審査して議事録に載ってます。ですから、それについて変わったことについて。

○委員（行本恭庸君）　私の確認ができてないから、今したんです。

終わります。

○委員長（下山哲司君）　永徳委員。

○委員（永徳省二君）　公文書のつくり直しについて質問します。12番とか13番で、安本さんの答弁を聞いてると、いいものであればどんどん新しくしていけばいいというような答弁をさっきされてたんですよ。話聞いてると、公文書は幾らでも改ざんできるっていうふうに聞こえたんですけど、その体質というのは教育委員会の中だけですか。それとも、赤磐市役所全体でそういうことが可能なんでしょうか。

○証人（安本典生君）　委員長。

○委員長（下山哲司君）　安本君。

○証人（安本典生君）　教育委員会の中とかというわけじゃないですけど、私の判断でその部分はさせていただきました。ほかの部署がそういったことをしているとは、とても思えません。

○委員長（下山哲司君）　永徳委員。

○委員（永徳省二君）　ということは、安本さんの考え方からいうと、いいものをどんどん稟議書を新しくしていいので、幾らでも改ざんできるという考え方だったんですね。

○証人（安本典生君）　委員長。

○委員長（下山哲司君）　安本君。

○証人（安本典生君） 幾らでも改ざんするとかという、その限度の話ではないんですが、そこは人が見てわかりやすくなればいいのかなど考えてたわけで、その中身全体を変えて、よくするから全部中身を変えていいとかという部分ではなくて、それは新たに決裁を上げ直せばいいんじゃないのかなと思います。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） この百条委員会っていうのは、公文書をどうしたら今後改ざんできないようにするかというのを検討する委員会というふうに私は考えてるんですけど、今の安本さんの考え方からいうと、今後も安本さん、もっといいものであればどんどん変えていけるといふふうに聞こえるんですけど、どうしたら公文書改ざんできるんですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君ね、この内容については北川議員の圧力があったからそういうようにやったんだという次長の前提もあるし、あなたのあれにもあるんです。それを前提に話をしていただかんと、今お話を聞きようの中では、全くそれはそっちに置いて今の文書だけの話をしようられる。そうじゃなしに、圧力があったからそうしたんだという前提にあるわけですから、その辺の認識を持って答弁をしてください。

安本君。

○証人（安本典生君） 委員長、ここの文書を直す分は、北川議員の圧力があったから直したとは考えてないんですけど。文書修正、何か議員から言われたから直したとかというふうには認識してなかったんですけど。

○委員（佐々木雄司君） ちょっとここのそのやりとりが。そこでちょっと確認。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 僕も同じ認識を安本さんしてまして、前回お越しいただいてお話いただいたときには、北川議員から直接何かこんなことをしてくれ、あんなことをしてくれというのはなくて、藤井さんのほうから、上長からの指示だったので断ることができずにやったんだというような、そういうような内容だったと思うんですが、今話をいろいろさせていただく中で、どうやら北川議員がこうしろと言ったから変わっていったかのような、そんな話になりつつあるんですが、それは違って、前回の、藤井さんが北川議員とこんな話をしたんだ、あんな話をしたんだということはあるかもしれないけども、それは置いて、上長の藤井さんから言われたから僕はこうやったんだという話でよろしいんですよね。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、今言われたとおりです。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今のつけ加えてなんですけど、もともと文書をつくったの、これ1年

ほど前の文書ですよね。1年ほど前の文書をもっとよくしたいのであれば、1年後であってもその稟議書、公文書を改ざんしたほうが良いというふうに考えておられたんですね。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） いいと考えていたわけではなくて、どうやったら会計処理で通るかということ、そういうふうにはやむを得ずしたわけであって、そのこと、私の言葉がええように伝わってないんじゃないかと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） ちょっとお待ちください。それが、今お話聞きますと、前にお話をせられたんと大分それてきよんですよ、話が。じゃから、前にお話をさせていただいた内容に沿ってお話を足らない部分を補足していただくという形にさせていただかんと、また今度前のお聞きしたことと今度聞いたらそごが出たらまた困るんですね、私、委員長として。ですから、前にお話をいただいたことに沿ってお話をいただかんと。前も、次長から言われたからしたんだというお話で、次長からの命令を遂行した形のあれをいただいとんで、前の話を。ですが、今のお話をしようとして、自分が考えてこうしたほうがええから変えたんじゃないかというようにほうへ変わっていきよんで、その辺をちょっと慎重にお答えください。

○証人（安本典生君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 指示を受けて改ざんというか直しをしたものであって、みずから好んでやったというわけではありませんでした。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 助け船を出すわけじゃないんですけど、お話を聞いておまして、こんなイメージかなということ、ちょっと今からお話するんですが、それでよろしければ、それでよろしいということでお答えください。

要するに上長である藤井さんのほうから、あれやこれやと今回の件では指示が出ましたと。指示が出て、その指示を果たすためには自分でいろいろ考えて書類をつくったり、その場その場で対応しなければいけなかったというところのあらわれのお話を今していただいたんですね。その認識で、そのイメージでよろしいですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、言われたとおりだと思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 藤井さんも市の報告書にも、今回の5人と1人の事務員の給料の金額

は教育委員会が決定したというふうになってるんです。しかし、安本さんのこの供述調書によると、先ほど言った5月24日のこの説明をしながら、当初は月140万円を5人で割って月額28万円を出しましたと言ったら、北川議員が、そりゃあ差が必要だろうと言われた。大型乗ってる、拘束が違う。その指示を一つ一つ受けたことで32万円、28万円、20万円2人、18万円、で事務員が9万円になったということですよね。ここで、こういうふうにおっしゃってるんですよ。このようにして、北川委員長の意向によって各運転手の月額の給与が決まりました。委員長の意向によって決まりましたということは、教育委員会が決めたということとは違いますよね。それはどうですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） その検察庁の分では、実際が変わってねえからそういうことじゃろうということで、はいというふうなことで、そういうふうな答弁をしました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、藤井さんの発言や市の報告書の、教育委員会が決定したというのは正しくなくて、だって現場にいらしたんじゃから、安本さんは、委員長の前で。それで、委員長がこうせえ、ああせえ、こいつは高い、こいつは安いと言われて決めましたと。最終的に、このようにして委員長の意向によって各運転手の月額の給与が決まりましたってお話しされてるわけです、この中では。ということは、間違いだと。教育委員会が決めたのは間違いで、委員長の意向によって決まったんだと、それが正しいと理解していいですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 最終的には教育委員会のほうで決めてますが、もう警察でも言うたんですけど、その提案された額と変わってねえんじゃから決めたもと同じようなもんですねという形には話をしました。だから、結果としてはそういうような形で言わざるを得ないというか、そういうような言い方をしております。

○委員（原田素代君） はい、ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。

運転手さんの尋問の中で、北川議員のところでは全員7人集まっって、おまえは何ぼ、おまえは何ぼということで、運転手さんはそういうように言われとんですよ。ですから、今の検察の中の部分とは合うんですけど、安本さんにしては少しずれとるような気がするんですけど、どんなですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） その議員さんのところに運転手さんが集まって何ぼという話は、ちょっと初めてお聞きしたので。

○委員長（下山哲司君） 安本さんもその場におられたんでしょう。

○証人（安本典生君） いいえ。

○委員長（下山哲司君） いない。よう見て、おったはずなんよ。それじゃあいいです、また確認しますので。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほどから、その北川議員と藤井次長のやりとりに同席をしていて、証言をされている内容、これがいろいろな委員から今質問として出てますけども、その中で安本さんは、北川議員からのその賃金の金額について提案という言葉の繰り返し使用されているんですが、これはなぜ提案なんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） これで考えてみちゃってくれえみたいなことを最後に言われたのを覚えてるので、絶対しちゃれえとかということじゃねえんじやろうなということで、提案。我々はその前もらよった運転手さんの月額を知らませんでしたので、そういう意味で話をしたんだと思ったので、提案というような言葉を使っています。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 要求、強要、依頼、提案、全て同じ結論に導く言葉になってくと思うんですけども、その中で提案というのは非常に一番軽い印象を受ける言葉かなというふうに思うんです。そういう中で、先ほどもお話がありましたけども、検察のほうでは、このようにして委員長の意向によって各運転手の月額の給料が決まりましたと、このように証言されていらっしゃるんですが、この言葉から見ると提案というのは何か、何というんですかね、物すごく公務員としての建前的なところの部分でお話しされていて、事実をあらわしていない、イメージが伝わってこないような内容に思うんですが、ここら辺のそごっていうものは御自身はお感じになりませんか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 検察での話で、決まったということは話しました。それは言われた額と全く変わってないんで、提案されたことがそのまま決まっております。ただ、その議員さん本人から、絶対しちゃれえとか、その辺頼むぞとかということも言われてなかったんで、そういうふうに私が印象を受けたからそういうふうに話しているのであって。次長のほうは、その言葉によってもっと強い印象を持たれて、絶対せにやいけんというようなイメージを持たれたのかもしれない。ちょっと立場がその時点で、私も話をされて、へりで同席して聞いてい

たようなイメージだったので、そういうふうに取り取ってしまったのかもしれませんが。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今に関係することなんですけども、先ほど安本さんは、北川議員から直接言われたわけではなくて、全て次長のほうからの指示に基づいてさまざまなことをおやりになられたんだというふうにおっしゃられたわけなんですけども、その中で、今みずからもおっしゃいましたけども、藤井次長がどういうふうに感じたかということとはわからないにもかかわらず、一番軽い提案という言葉を用いるというのは、これはどういう意味ですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私が受けた印象をそのまま言っただけです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、それはそれで結構です。

供述調書の中で、藤井次長が賃金に関して時給1,750円が高いなどと言っていましたというくだりがあるんですが、この1,750円が高いのか安いのかということを担当課長として基準を調べられたというようなことはありますか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私もインターネットなんかでバス料金については検索してみたり、今の契約の中で大体単価どれぐらいなんかなというように調べていく中で、次長のほうがその建設省かどっかの、厚生労働省ですかね、データを先に出して計算されたりしたので、そのときに通常の賃金よりは高いということで発した言葉だったと思いますけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 安本さん自体は、赤磐市の平均的な賃金というか、赤磐市でお雇いをするときの平均的なその賃金というのは時給幾らだと御存じですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 当時890円だったと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それから比べると1,750円というのは破格の値段ですよ。高いなというふうには思いませんでしたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私自身も高いと思いましたが、バスを運転するという特殊技能、それから厚生労働省のほうの資料も見せられて、通常の事務とは違って、こういうものはこれぐらい出さないといけないのかなというようなことは思いました。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いやいや、赤磐市のほかのお願いをしているバスの会社さんとか、そういったようなところと比べると、あるいは赤磐市のほうで同じく臨時職員でお雇いしている金額とというふうに考えたら高いなというふうには思いませんでしたかということなんです。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 当時はそこまではちょっと調べてなかったというのか、運転手さんが正職の方が運転していただいていたんじゃないかなと思います。それから、委託する場合にはそれ相応の金額を払ってたと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その後に藤井次長といろいろなやりとりの中で、この高いものを何とか正当化というか成立させるためにいろいろな資料を取り寄せたりお調べになられたようなことが供述調書の中に細部にわたって書かれているんですが、平均より高いからこそ何か理由を持たせないといけないということでお調べになられたんじゃないんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私自身は直接的にその計算を細かくはやっておりません。次長のほうが、距離とか時間とかバスの大きさなんかで、その金額に見合うような計算式を導き出していました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） だから、その次長がそういうふうにもいろいろ導き出されていらっしゃる中で、その担当課長としてそれをどのように思われましたかということなんですけど。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） その計算をしていたのは、恐らく開示請求以降、捜査が始まってからだったと認識しておりますので、当該年度中はそういった計算をしてなかったと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい、結構です。



○委員長（下山哲司君） ちょっとよろしいですか。そうじゃないと思うんですよ。私が一般質問として、そういう捜査の時点じゃないんですよ。一般質問として、その金額になったから一般質問でお聞きしたら、一番詳しく原田委員の分に答えたのは、運輸省の観光バスの運賃の賃金として引き出してきたという教育長が答弁したんですよ。それで、その資料は教育長がつくったんじゃないと思うんですよ、次長かあなたかどちらかだと思うんです。だから、そういうことも踏まえて答弁していただかんと、またお聞きせにゃおえんなるんで、ずっと今までの流れの中でやってこられたことをきちっとしてください。そうせんとまたそごが出てきたりするんで、そういうふうにご考慮をお願いします。

○副委員長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 岡崎副委員長。

○副委員長（岡崎達義君） 2点ほどお尋ねいたします。

3番の実際につくり直したのは誰ですかという質問と、それから11番の実際につくり直したのは誰ですか。この文書につくり直しですね、これ担当職員って言われてましたけど、この担当職員というのはどなたですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 名前を言うていいですか。小野田さんです。

○副委員長（岡崎達義君） はい、わかりました。

それから、この平成30年11月上旬の文書と、それから31年3月末ごろの文書という2つの文書は公用文書だと考えていらっしゃいますか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、もちろん決裁が出とんで公用文書です。

○副委員長（岡崎達義君） 公用文書なら、それをつくり直したり、それから廃棄するっていうのは刑法上の罪になるということは認識されてますか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、認識しております。

○副委員長（岡崎達義君） その上で、なぜその虚偽文書を作成したり、あるいは廃棄したりしたんですか。これ何か圧力があったからじゃないんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 特には圧力はありませんでした。これ、11月のほうについては会計伝票を通すためにやったことで、3月については開示請求を受けたときに、あわせて直すように

指示を受けて直しました。

○副委員長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 岡崎副委員長。

○副委員長（岡崎達義君） これ2つとも虚偽公文書作成等罪と、それから公用文書等毀棄罪という刑法上の罪になるんですよね。それを認識しながらそういうことをしたっていうのは、公務員としてちょっと認識が甘いんじゃないですか。こういう形でずっとやってられて今までやってきたんですか。それとも、このときだけなんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 認識が、それは甘かったのかもしれませんが。私のほうも上司からの指示で、当時次長は監査事務局にもおられたこともあったりして、そこは直せる範囲だと認識しました。そういったことでやってしまいました。済みませんでした。

○副委員長（岡崎達義君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 先ほど小野田さんという話を聞きましたけど、1人でしたか。複数いませんでしたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 文書自体直してもらったのは1人です。ただ、決裁を取り直したので、それを何人かは見てもらってます。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） その担当者の小野田さんから、こんな改ざんしたらいけないんじゃないですかと、公務員法に違反するんじゃないんですかみたいな話はしたこともなかったですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 特にはなかったです。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと先ほどに戻ってしまうんですけど、提案という言葉の背景ですが、供述調書にこのように書いてありますね。最初にまず平均28万円を基準に賃金を決めただけですけど、北川議員に、藤井さんは、横に安本さんいらっしゃるんですよ、藤井さんはこういうふうに言ってますね。28万円を基準としたけど、〇〇さんは一番大きな車を運転しているからどうでしょうか、お伺いしたわけですね。そしたら委員長は、もうちょっともらっていたから32万円がいいんじゃないか。その次には、何とかさん、何とかさん、何とかさんは3人

とも29人の運転をしているので28万円でもいいですねって言ったら、委員長は、構わないけど、その中の誰々さんはそんなにもらってなかったのも月20万円でもいいということになった。それで、小さい車の人は18万円がいい。それで、藤井次長がどうしようかというふうにお尋ねをして、委員長が、それならば18万円ぐらいでいいんじゃないかということで18万円になったと。要するに、これは提案というよりも上下関係、委員長、いかがいたしましょうか、これでよきに計らえ、これならいいよ、そういう関係があったということは、そばで見ている感じがらっしゃいますよね。

○委員長（下山哲司君） どうお聞きしたらいいんですか。

○委員（原田素代君） いや、感じていませんかって聞いてるんです。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 主従関係というか、そりゃまあ聞いたということですね。そりゃ28万円というのを藤井次長が1人考えてますと、それじゃあいけまあがというて言うたんで、そこで返すような形で話が進んでいったと記憶してます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） だから、北川委員長からの提案ではなくて、北川委員長にお伺いを立てて指示が出たから、その指示によって教育委員会が決めたということになりますよね。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、結果的にうちの中でそれをどうこう、金額が変わったとかというのなかったもので、そういうことだと結果的にはなると思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もう1つ別のことなんですけど、その賃金がさっき890円とおっしゃったけど、ドライバーは1,200円なんですよ、臨時職員の雇用の賃金がね。それで、1,200円が本来だったらこの5人の方たちに時給1,200円でお支払いになってたはずなんです。だけれども、結果として32万、28万円、20万円がお二人で18万円が1人という倍以上の金額をお支払いになってるわけです。それは要するに、先ほどから藤井次長がいろいろな公文書を持ってきてこれで行くぞと言われたけれども、本来の1,200円で換算すべきところをこれだけの、それも月給、だから8月も3日間しか出てない人も満額もらってるわけですよ、ゼロの人は返してもらってるけど。これほどの厚遇をしているという自覚はおありですよ。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、高い給料を払っていたというのはわかります。

- 委員（原田素代君） はい、いいです。
- 委員長（下山哲司君） いいですか。
- 委員（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） 前回ちょっと聞き切れなくて、追加でお尋ねをしたいんですが、北川議員とのアルコールを伴う飲食についてなんです、これ何回ぐらいあるんですか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） 委員会の後に行ったことがあります。後は、旧吉井の会で呼ばれたこともありました。
- 委員（佐々木雄司君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） 旧吉井の会、初めて聞くんですが、それはどういう会ですか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） 旧吉井町の職員で歓送迎会を兼ねた会です。
- 委員（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） それは何回ぐらいあるんでしょう。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） 年に1回だったと思いますけど。
- 委員（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） それには幹部職員は参加されてましたか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） はい、参加してます。
- 委員（佐々木雄司君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） 何名ぐらいの幹部職員が参加されてますか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） そのときにもよって違うと思うんですけど、15名か20名近くじゃなか

ったかなと思いますけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その幹部というのは課長以上ということによろしいですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、そうです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その吉井の会以外のことについてもお尋ねをするんですが、何回ぐらいありますか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 総務文教委員会の際に、夏ごろと、それから忘年会か新年会があったんじゃないかなと思いますけど、年によって違ったり、あとたまに飲み会があったら誘われたこともありましたが、それはその年によって全然違ったので、回数は1回か2回だったと思いますけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それには何名ぐらい幹部職員が出席されてましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 総務文教委員会の際は、委員会に出られる方全員だったと思いますけど。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それじゃなくて、その後の2次会のお話。北川議員が個人的に皆さんにお声をかけて飲み会をやりましょうということ。さっきの吉井の会も、それが公のものであれば、皆さんが出席されるのであれば、北川議員が個人的に声をかけて2次会とかというようなもの限定してお尋ねをしたいと思うんですが、吉井の会はそういう個人的なものですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 個人的なものだと思いますけど。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、もう1個の総務文教常任委員会、あるいは議会のほうの歓送迎会になるのかな、年末の全体の飲み会、懇親会、こういったようなものの後に2次会と称して職員さんに声をかけて行かれることがありますけども、そちらのほうのことでよろしいんですよね、今おっしゃっていただいたのは。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、そうだと思います。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それには幹部職員何人ぐらい参加されてましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） そのときによって違うと思うんですけど、3名とか、あそこのネオポリスでおられる方だけなんで五、六人おったときもあるし、そのときによって違ったと思いますけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのメンバーの中に内田教育長、藤井次長、前田総務部長、もしかしたら前田副市長になっていらっしまったかもしれませんが、あるいは作間総合政策部長、こういったような方々の顔はありましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 総務文教委員会の2次会ときには、教育長も次長も作間部長もおられません。前田副市長はおられたと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 済みません、前段の部分が聞き取りにくかったんですが、教育長とかそういう方はいらっしやらなかったのか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、いません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その記憶は本当に正しいですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） じゃあ、その前田副市長との席に安本課長が同席をしたというか一緒にあったその背景というか理由というのは何ですか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） 総務文教委員会の中の、桜が丘でバスがとまるので、そこでおりて帰るときに声をかけられたり、前田副市長も桜が丘でおりるので一緒に声をかけられたということです。
- 委員長（下山哲司君） よろしいですか。
- 委員（佐々木雄司君） ごめん、もう1個ある。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） その吉井の会、あるいはその2次会以降の会、ここにほかの議員がいましたか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） 私の記憶の中では余り覚えがないですけど。
- 委員（佐々木雄司君） 結構です。
- 委員（原田素代君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） この要綱を御存じかどうかお尋ねしたいんですけど、赤磐市不当要求行為等対策要綱というのがあるんですが、この要綱は御存じですか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） はい、知っております。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） この要綱を御存じであれば、本来不当な強要をされた場合、上司に書面で報告書を上げて、そのための委員会を開かれて対応するというふうにならわっている要綱ですよ。それをなぜなさらなかったんですか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） それは今回のその文書のことですか。バスの賃金のことですか。

- 委員（原田素代君） 全てですよ。
- 証人（安本典生君） 全て。次長からの指示とかもありましたので、私のほうが直接それを何か言われたわけではなかったの、それを書けないのか。
- 委員（原田素代君） 書けないわけですね。書けないでいいんですね。
- 証人（安本典生君） 直接言われたことでなかったの、私が書くのか次長が書くのかということになる、本当は次長になるのかなと思いますけど。
- 委員（原田素代君） はい、いいです。
- 委員（佐々木雄司君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） 先ほど北川議員から別途呼び出されてというようなこともおっしゃられてたんですが、それは携帯電話に何か直接連絡かかってきて、来てくださいという話だったんですか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） 前田副市長から言われることもありましたが、次長から言われることもありました。
- 委員（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） じゃあ、呼び出されていくと、そこに次長がいたり前田副市長がいたということですか。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） そういった場合もあります。
- 委員（佐々木雄司君） 結構です。
- 委員長（下山哲司君） 岡崎副委員長。
- 副委員長（岡崎達義君） 最後に1つだけ。この臨時職員の給与についてなんですが、平均28万円と決めたんですよ。その根拠をもう1度教えてください。
- 証人（安本典生君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） 当時、委託費用を単純に人数で割った金額ではなかったかなと思います。
- 副委員長（岡崎達義君） それだけですね。
- 証人（安本典生君） はい。
- 副委員長（岡崎達義君） わかりました。ありがとうございます。



○委員長（下山哲司君） 以上でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、以上で安本典生君に対する尋問は一応終了しました。

安本典生証人は、長時間ありがとうございました。御退席して下さって結構でございます。ありがとうございました。

〔証人 安本典生君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここで、暫時休憩とします。協議事項がありますので、協議事項をして再度再開いたします。

午前11時51分 休憩

午後0時44分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開いたします。

続いて、2番目、証人出頭要求について。

証人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

公金支出及び公文書改ざん等に関する調査を行うため、来る7月16日午前10時に藤井君、小野田君、森川君、市長を証人として本委員会に出頭を求め、スクールバス及び学校給食センター臨時職員の任用等に関する件について証言を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続いて、3番目、その他に入ります。

委員派遣についてお諮りいたします。

先日、本委員会に関係人から提出のあった記録の調査のため、委員を派遣し調査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、記録提出の請求について、公金支出及び公文書改ざん等の調査を行うため、7月13日までに晴れの国岡山JA吉井支所に対し……。

失礼いたしました、訂正いたします。

なお、委員派遣の人选、日時、場所、目的及び経費につきましては委員長に一任お願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 次に、記録提出の請求について、公金支出及び公文書改ざん等の調査を行うため、7月13日までに晴れの国岡山JA吉井支所に対し、吉井運転組合代表松村義和氏の口座開設に係る関係書類の記録を提出を求めたいと思いますが、これに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

その他で委員さんから何かありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） その他について、もうないようですので、以上をもちまして第14回  
公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会といたします。

皆様方には、本日は長時間にわたり大変お疲れさまでした。

午後0時46分 閉会